# 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令 （昭和三十一年大蔵省令第三十五号）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条第二項の証票の書式は、次のとおりとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一二月四日財務省令第七三号）

##### １

この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。